

令和 8 年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（国、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置するもの又は国等の事業（委託によるものを含む。）であるもののうち、国等から指定管理料、業務委託料その他これらに類する財政的支援を受けているものを除く。以下「対象施設等」という。）が受けるガソリン代、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象施設等を県内で運営する者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和 8 年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和 8 年 7 月 1 日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 交付対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和 8 年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者
- (2) 支援金を交付することについて、知事が不適当と認めた者

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者は、知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 令和 8 年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書
- (2) 誓約・同意書
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 知事は、支援金の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金

の交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、申請に係る証拠書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月27日から施行する。

別表

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	令和8年7月1日現在の定員（併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の定員を含む。以下「定員」という。）に17,000円を乗じて得た額（ただし、定員が29人以下であるものは、一律510,000円）
区分2	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	一律110,000円
区分3	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。） 短期入所生活介護事業所（単独型に限る。） 短期入所療養介護事業所（単独型に限る。） 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	一律270,000円
区分4	訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所	一律400,000円
区分5	居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。）	一律150,000円
重油・灯油加算	重油・灯油を全館冷暖房や全館給湯用に使用している下記の施設 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	定員に28,000円を乗じて得た額

備考

- 1 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で1施設とみなす。

- 2 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設し、令和8年度において「同一建物減算」を受けている区分3、区分4及び区分5の事業所は、対象外とする。
- 3 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保険医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所）は、対象外とする。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

〒

主たる法人事務所の所在地

法人の名称

代表者の役職名・氏名

(注) 押印不要

令和 8 年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書

令和 8 年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金を下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

(1) 交付要綱別表の「区分 1」に該当する対象施設等に係るもの

別紙 1 に記載した 対象施設等の数 支援金（別紙 1 の合計欄の数字） 円

(2) 交付要綱別表の「区分 2」に該当する対象施設等に係るもの

別紙 2 に記載した 対象施設等の数 支援金（対象施設数 × 110,000 円） 円

(3) 交付要綱別表の「区分 3」に該当する対象施設等に係るもの

別紙 3 に記載した 対象施設等の数 支援金（対象施設数 × 270,000 円） 円

(4) 交付要綱別表の「区分 4」に該当する対象施設等に係るもの

別紙 4 に記載した 対象施設等の数 支援金（対象施設数 × 400,000 円） 円

(5) 交付要綱別表の「区分 5」に該当する対象施設等に係るもの

別紙 5 に記載した 対象施設等の数 支援金（対象施設数 × 150,000 円） 円

(6) 交付要綱別表の「重油・灯油加算」に該当する対象施設等に係るもの

別紙 1 に記載した 対象施設等の数 支援金（別紙 1 の「重油・灯油加算分」合計欄の数字） 円

(7) 支援金申請額（(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)）

円

(注 1) 対象施設等の数は、別紙 1 から別紙 5 までに記載した対象施設等の数 (No.) と一致させてください。
(注 2) (1) の支援金の額は、別紙 1 の「通常分」の合計欄の金額と一致させてください。
(注 3) (6) の支援金の額は、別紙 1 の「重油・灯油加算」の合計欄の金額と一致させてください。
(注 4) (2)、(3)、(4) 及び (5) の支援金の額は、対象施設等の数を入力すると、自動計算されます。(6) の支援金申請額も、自動計算されます。

【確認】 下記を確認のうえ間違いがなければチェックを入れてください

☐ 別紙 3、別紙 4 及び別紙 5 に記載した区分 3、区分 4 及び区分 5 の事業所は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設され、令和 8 年度において「同一建物減算」を受けている施設ではない。

☐ 交付対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和 8 年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者ではない。

2 振込先口座（申請者名義のものに限る。）

金融機関名		口座種別	
支店名		口座番号	
カタカナ名義			

（注）「カタカナ名義」は、通帳に表記されているもの（例：フク）ヤマガタカイ）を御記入ください。

3 連絡先

所属部署				
主担当者	職名		氏名	
副担当者	職名		氏名	
電話番号	営業時間内		緊急連絡先	
電子メールアドレス		@		

（注）電子メールアドレスは必ず御記入ください。担当者様に電話連絡できない場合は、電子メールを使用します。

令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容

事業所番号は、0を省略しない半角10文字

名称は届け出の最新登録名称を記入

重油・灯油を全館冷暖房や全館給湯用に使用している
↓
場合にのみ対象となりますのでご注意ください。

1 支援金交付要綱別表の「区分1」に該当する対象施設等

No.	対象施設等					左の対象施設等と同一建物内に併設するユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設			左の対象施設等に併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所			定員① + 定員② + 定員③	重油・灯油加算		支援金 (円)		
	種 別 (ブルダウْنَ▼から選択)	介護保険事業所番号	所 在 地	名 称	定員① (人)	介護保険事業所番号	名 称	定員② (人)	介護保険事業所番号	名 称	定員③ (人)		対象	使用量(L)	通常分	重油・灯油加算分	計
例	地域密着型介護老人福祉施設	0123456789	山形県山形市松波5-1-1	〇〇ホーム	20	0123456789	〇〇施設	20	0123456789	〇〇療養所	30	70	○	100,000	1,190,000	1,960,000	3,150,000
1												0			0	0	0
2												0			0	0	0
3												0			0	0	0
4												0			0	0	0
5												0			0	0	0
6												0			0	0	0
7												0			0	0	0
8												0			0	0	0
9												0			0	0	0
10												0			0	0	0
11												0			0	0	0
12												0			0	0	0
13												0			0	0	0
14												0			0	0	0
15												0			0	0	0
16												0			0	0	0
17												0			0	0	0
18												0			0	0	0
19												0			0	0	0
20												0			0	0	0
21												0			0	0	0
22												0			0	0	0
23												0			0	0	0
24												0			0	0	0
25												0			0	0	0
26												0			0	0	0
27												0			0	0	0
28												0			0	0	0
29												0			0	0	0
30												0			0	0	0
31												0			0	0	0
32												0			0	0	0
33												0			0	0	0
34												0			0	0	0
35												0			0	0	0
36												0			0	0	0
37												0			0	0	0
38												0			0	0	0
39												0			0	0	0
40												0			0	0	0
41												0			0	0	0
42												0			0	0	0
43												0			0	0	0
44												0			0	0	0
45												0			0	0	0
46												0			0	0	0
47												0			0	0	0
48												0			0	0	0
49												0			0	0	0
50												0			0	0	0
51												0			0	0	0
52												0			0	0	0
53												0			0	0	0
54												0			0	0	0
													合 計		0	0	0

(注1)「種別」欄は、セルのブルダウْنَメニューから、支援金交付要綱別表の「区分1」に該当する対象施設等をお選びください。
(注2)「定員①」、「定員②」及び「定員③」の欄に人数を入力すると、「定員①+定員②+定員③」及び「支援金」が自動計算されますので、計算式を削除しないようお願いします。
(注3)「重油・灯油加算」欄は、支援金交付要綱別表の「重油・灯油加算」に該当する場合、ブルダウْنَメニューから「○」を選択してください。
(注4)「重油・灯油加算」の「使用量」欄は、対象施設における令和7年度の使用量を記入してください。

令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容

事業所番号は、0を省略しない半角10文字

名称は届け出の最新登録名称を記入

2 支援金交付要綱別表の「区分2」に該当する対象施設等

No.	種 別 (プルダウン▼から選択)	介護保険事業所番号	所 在 地	名 称
例	有料老人ホーム	0987654321	山形市松波町5-1-2	有料老人ホーム〇〇
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				

(注)「種別」の欄は、セルのプルダウンメニューから、支援金交付要綱別表の「区分2」に該当する対象施設等をお選びください。

令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容

事業所番号は、0を省略しない半角10文字

名称は届け出の最新登録名称を記入

2 支援金交付要綱別表の「区分3」に該当する対象施設等

No.	種 別 (プルダウン▼から選択)	介護保険事業所番号	所 在 地	名 称
例	通所介護事業所	9876501234	山形市松波町5-1-3	デイサービスセンター〇〇
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				

(注)「種別」の欄は、セルのプルダウンメニューから、支援金交付要綱別表の「区分3」に該当する対象施設等をお選びください。

令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容

事業所番号は、0を省略しない半角10文字

名称は届け出の最新登録名称を記入

2 支援金交付要綱別表の「区分4」に該当する対象施設等

No.	種 別 (プルダウン▼から選択)	介護保険事業所番号	所 在 地	名 称
例	訪問介護事業所	9876501234	山形市松波町5-1-3	ヘルパーステーション〇〇
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				

(注)「種別」の欄は、セルのプルダウンメニューから、支援金交付要綱別表の「区分4」に該当する対象施設等をお選びください。

令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容

事業所番号は、0を省略しない半角10文字

名称は届け出の最新登録名称を記入

2 支援金交付要綱別表の「区分5」に該当する対象施設等

No.	種 別 (プルダウン▼から選択)	介護保険事業所番号	所 在 地	名 称
例	居宅介護支援事業所	9876501234	山形市松波町5-1-3	ケアプランセンター〇〇
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				

(注)「種別」の欄は、セルのプルダウンメニューから、支援金交付要綱別表の「区分5」に該当する対象施設等をお選びください。

誓約・同意書

私は、令和 8 年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給を申請するに当たり、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 申請要件を全て満たしています。
- 2 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、支援金全額の返還に応じます。
- 3 申請内容に疑義があった場合に、山形県及び山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金事務局（以下「山形県等」という。）が関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
- 4 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山形県等が補正することに同意します。
- 5 申請内容の不備が、山形県等が指定する期限までに解消しなかった場合は、山形県等が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- 6 交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、山形県等が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は支援金の交付を受けることを辞退したものとみなし、当該交付の決定を取り消すことに同意します。
- 7 交付対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和 8 年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者ではないことを誓約するとともに、当該支援金の申請情報と照合することに同意します。
- 8 申請者が次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。
 - (1) 役員等（法人の役員、対象施設等の長その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - (3) 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

山 形 県 知 事 殿

誓約・同意日	令和 年 月 日
--------	----------------------

申請者	法 人 の 名 称	
	代 表 者 の 役職名・氏名	